徳島県告示第四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、指定障害者支援施設として次のとおり指定した。

令和元年五月七日

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

指定障害者支援施設の設置者		指定障害者支援施設		サービスの種類	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地		
社会福祉法人大麻福祉の町	鳴門市大麻町板東字広塚四三番地	Ｂａｎｄｅ桧	鳴門市大麻町桧東バリ六―一	施設入所支援 生活介護 就労継続支援Ｂ型	平成三十一年四月一日